

判決年月日	平成21年6月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成21年(ネ)10006号		
<p>原審が請求を棄却した特許権侵害訴訟の控訴審において、均等により特許発明の技術的範囲に属すること及び特許が無効審判により無効にされるべきものとは認められないことを示した中間判決がされた事例</p>			

(関連条文) 特許法70条, 104条の3, 民事訴訟法245条

発明の名称を「中空ゴルフクラブヘッド」とする特許権に基づき、被告によるゴルフクラブ(被告製品)の製造販売について補償金及び損害賠償の支払を求める特許権侵害訴訟において、原審は、被告製品は発明の構成要件を文言上充足せず、発明の構成と均等なものとして解することもできず、被告製品は発明の技術的範囲に属さないとして請求棄却判決をした。これに対し、原告が控訴した。

本判決は、構成要件の文言の充足性、均等侵害の成否、進歩性欠如の有無について判断した中間判決であり、被告製品は発明の構成要件を文言上充足せず、文言侵害は成立しないが、発明の構成と均等なものとして発明の技術的範囲に属するとし、また、発明は進歩性を欠くものとはいえず、特許は無効とは認められないとした。